

お知らせ



ご利用ください 限度額適用・減額認定の申請

国民健康保険加入者で次に該当する方は、市の発行する認定証を医療機関の窓口にて提示することにより、医療費などの軽減措置が受けられます。

- ① 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税に未納のない方
入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、自己負担限度額は所得区分により異なります。
- ② 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)が住民税非課税の方
入院時の食事代を所得区分が一般の場合と比較して減額できます。また、70歳以上の方については入院時の医療費の自己負担限度額が低くなります。

《70歳未満の方の自己負担限度額(月額)》

区分	高額療養費の自己負担限度額	
	3回目まで	過去1年以内に4回以上の場合
一般世帯	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得世帯 (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯もしくは住民税の未申告者がいる世帯)	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

《70歳以上の方の自己負担限度額・入院時の食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食あたり)	
一般	44,400円	260円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院 (過去12か月の入院日数)	210円
		90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ	15,000円	100円	

◎低所得Ⅰ：各所得が必要経費・控除(年金の所得控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方(70歳以上の方のみ)
◎低所得Ⅱ：低所得Ⅰ以外の世帯に属する方

なお、すでに交付されている認定証は、有効期限が平成20年7月31日までとなっております。引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

☆手続きに必要なもの

- ・保険証
- ・印かん(認め印)
- ※1月2日以降に転入された方は「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。

☆申請先 市役所市民課国民健康保険係又は各出張所

問合せ 市民課国民健康保険係

☎(80)1143

ご協力！ 農地・農家基本台帳の調整

農業委員会では、8月1日を基準日として農地を所有しているか、貸している(農地所有者)、または借りている農家を対象に、農地および世帯員などの確認を行います。

農家組合に加入している方については、農家組合を通じて配布しますので、確認(誤りのある場合は訂正)のうえ、期日までに農家組合長さんまでお届けください。また、組合に加入されていない方は、直接送付しますので期日までに返送してください。

農業委員会では、調査票をもとに台帳を調整し、今後の業務に役立てていきます。



問合せ 農業委員会事務局

☎(80)1241